

国民年金保険料の免除申請が可能です

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

また、学生も本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例の申請が可能となりました。

対象は以下の2つに該当する人です。

①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した人

②所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額（※1）が、国民年金保険料免除基準相当（※2）（※3）になることが見込まれる人

※1 令和2年2月以降の任意の月（収入が最も低い月など）における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

※2 当年中の所得見込額が全額免除基準相当（例：単身世帯の場合は57万円以下）や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。

※3 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①と②に該当するときにも、この簡易な手続による申請ができます。

！ 免除の対象となる所得基準額

免除制度	免除基準所得額
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

申請の対象となる期間 令和2年2月分から6月分まで

申請に必要なもの 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））※どちらも日本年金機構ホームページからダウンロードができます。

提出先 郵送または直接、保険年金課国民年金係 ☎ 411・8666 北田町4・47、または日本年金機構三島年金事務所 ☎ 411・8660 寿町9・44

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出をぜひご活用ください。

問い合わせ

保険年金課 ☎ 983・2606

日本年金機構三島年金事務所 ☎ 973・1166

地域力はご近所力

地域のまとめ役

自治会連合会

自

自治会連合会は、市内6地区の各自治会・町内会と連携し、安全・安心で住みよいまちづくりに取り組みます。今年度の自治会連合会の会長、各地区の会長、理事の皆さんを紹介します。

☎ 983・2708

三島市自治会連合会長

山下聖秋さん(見晴台自治会)



西部地区

地区連合会長

内田新一さん(西若町自治会)



理事

土屋俊博さん(緑町自治会)
矢嶋信孝さん(栄町自治会)

中部地区

地区連合会長

原晴之さん(中央町自治会)



理事

内田肇さん(中田町北町内会)
市川昌秀さん(南本町新御殿町内会)

東部地区

地区連合会長

前島昌敏さん(加茂川町1区町内会)



理事

早川義徳さん(南二日町自治会)
田村慈祥さん(大宮町3丁目自治会)
遠藤嘉昭さん(シャルマンコーポ町内会)

北上地区

地区連合会長

石井芽久美さん(幸原町自治会)



理事

菅田公一さん(徳倉第5自治会)
下山和昭さん(光ヶ丘賃貸住宅自治会)
勝木昌則さん(芙蓉台自治会)
関野浩之さん(徳倉第1町内会)

錦田地区

地区連合会長

杉山昇さん(御門自治会)



理事

内藤秀一さん(三ツ谷自治会)
鈴木孝昌さん(押切町内会)
細井正晴さん(三ツ谷自治会)

中郷地区

地区連合会長

石田善美さん(長伏町内会)



理事

遠藤正幸さん(御園町内会)
角田俊弘さん(大場町内会)
小堀雅生さん(安久町内会)
勝亦茂夫さん(北沢町内会)

自治会・町内会に加入しましょう

大規模災害など、いざというときに助け合えるご近所のきずなづくりを進めましょう。加入希望などの問合せは、地域の役員へお願いします。お住まいの地域の自治組織がわからないときは、下記問合せ先へ。

聞きずなづくり推進室 ☎ 983・2708